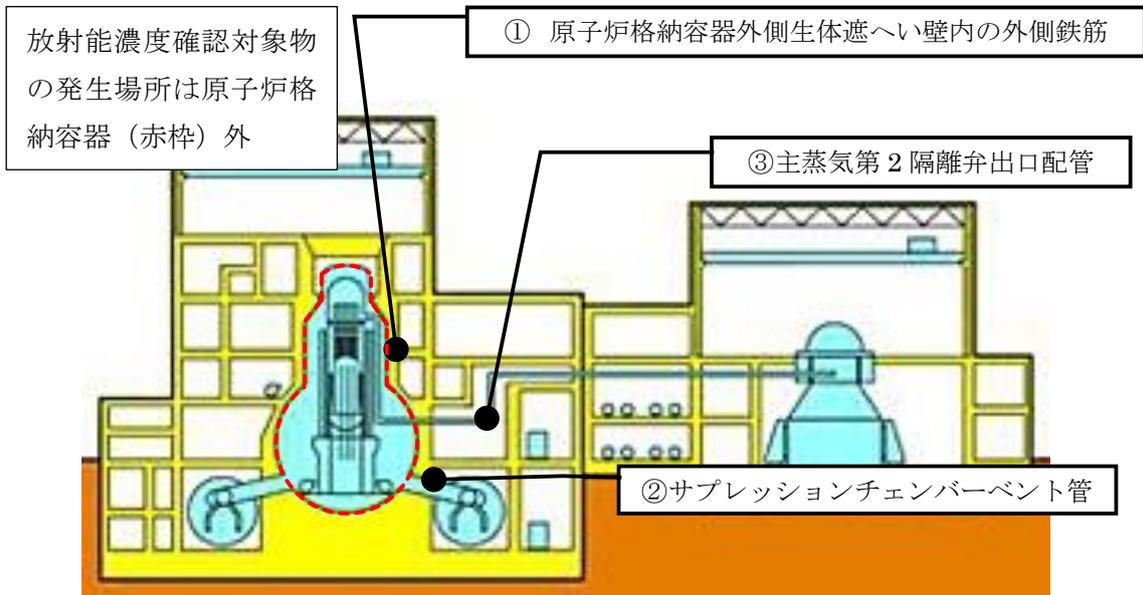


放射能濃度確認対象物の範囲について

No.	Page	質問・コメント等
22	本文 P6 (汚染の 状況)	直接線による放射化汚染の説明において「放射能濃度確認対象物は全て原子炉格納容器の外側にあるため」と記載されているが、どのような範囲を示しているか図で説明すること。

「原子炉格納容器の外側」について、具体的には、次の図の赤枠に示す領域の外側であり、原子炉格納容器外側の生体遮へい壁を除く範囲である。

また、本回答書の内容は認可申請書の「(本文)表-6」に反映する。



以上